

後援名義使用申請手続案内

後援・共催・協賛

様式名	日置市教育委員会後援申請書
内容	日置市教育委員会名義の後援を申請する場合に使用します。共催・協賛の場合は、「後援」の部分を書き換えて使用してください。
問合せ先	学校教育関係：教育総務課教育総務係 ☎ 248-9426 社会教育関係：社会教育課社会教育係 ☎ 248-9432 文化関係：社会教育課社会教育係 ☎ 248-9432 社会体育関係：社会教育課スポーツ振興係 ☎ 248-9434 （スポーツ大会等）
受付窓口	受付窓口：日置市教育委員会及び各支所の事業担当課 時間帯：開庁日の午前8時30分～午後5時15分
様式	別紙「日置市教育委員会後援申請書」 A4 1枚（その他参考となる書類を添付する。）
申請時に添付する書類	事業の開催（実施）要領又は事業計画書、有料の場合は、事業の収支予算書等
申請時の注意点	必要に応じて添付書類がありますので、申請書の提出前に事業担当課と十分連絡を取ってください。
備考	後援名義使用に際し、以下の基準を満たす必要があります。 1 行事の主催者が次のいずれかに該当するもので、組織、資金等に関して、行事の遂行能力が十分であると認められること。 (1) 国、県、地方公共団体又はこれらに準ずるも (2) 文化団体、学術研究機関、報道機関、産業・経済団体その他の団体で、当該団体の設立目的、活動状況等が本市行政の推進方針に即したもの (3) その他市長が特に適当と認めるもの 2 行事の内容が次に掲げる用件のいずれにも該当すること。 (1) 行事の内容が市民生活・福祉向上、産業・教育・文化・スポーツ等の振興に寄与し、本市の行政の推進の上で必要と認められるもの。 (2) 行事の内容が、公共性又は公益性を有するものであって、専ら営利を目的とし、特定の思想、流派又は系列に偏り、主催者の構成員の親睦を目的とする等のものでないこと。 (3) 宗教的活動又は政治的活動と認められないものであること。 (4) 事業の規模が、市内で実施される行事については、概ね市内全域にわたるものであり、市外で実施されるものについては、広く市全域から参加が見込めるものであること。

	<p>と。</p> <p>(5) 過去に行事の後援等の承認をしたものにあつては、当該承認の条件を履行しなかったことがないこと。</p> <p>(6) 行事中の災害・事故・病人等が発生した場合においては、市は責任を負わないものであること。(共催の場合は、市と協議するものとする。)</p> <p>(7) 行事等の登壇者や発言者等が2人以上いる場合、その性別に偏りがないう努められているものであること。</p>
--	---